

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 12 電子債権記録機関関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3 債権記録等及び法人関係情報に関する情報管理態勢</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3-2 主な着眼点</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3-2-2 個人情報管理</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者となる電子債権記録機関においては、個人である利用者に関する情報については、個人情報保護法、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「<u>保護ガイドライン</u>」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「<u>実務指針</u>」という。)等に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p>	<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3 債権記録等及び法人関係情報に関する情報管理態勢</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3-2 主な着眼点</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3-2-2 個人情報管理</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者となる電子債権記録機関においては、個人である利用者に関する情報については、個人情報保護法、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)</u>、<u>同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)</u>、<u>同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)</u>及び<u>同ガイドライン(匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドラ</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 12 電子債権記録機関関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>① <u>保護ガイドライン第 10 条及び第 11 条の規定に基づく措置</u></p> <p>② <u>実務指針 I、II 及び別添 2 の規定に基づく措置</u></p> <p>(2) 個人である利用者に関する<u>保護ガイドライン第 6 条第 1 項</u>に規定する機微(センシティブ)情報を、<u>保護ガイドライン第 6 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(以下略)</p>	<p>インの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)等に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>① <u>金融分野ガイドライン第 8 条及び第 9 条の規定に基づく措置</u></p> <p>② <u>実務指針 I、II 及び別添 2 の規定に基づく措置</u></p> <p>(2) 個人である利用者に関する<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項</u>に規定する機微(センシティブ)情報を、<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(以下略)</p>